

*** * * 特養ホームの特例入所について * * ***

平成27年4月から、原則として、要介護3以上の方のみが入所できることとなりました。
なお、要介護1、2の方であっても、やむを得ない事情により、特養ホーム以外での生活が困難な方については、特例的に入所できます。

Q：要介護1、2の方で入所が認められるのはどのような場合ですか？

A：要介護1、2の方が特例的に入所できるのは、以下のような事情を勘案して特養ホーム以外での生活が困難な場合です。

- ① 認知症で、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- ③ 深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること
- ④ 単身世帯等家族等の支援が期待できず、地域での介護サービス等の供給が不十分であること

Q：要介護1、2で、入所を希望する場合の手続きは？

A：特養ホームに入所申込みをする際に、特養ホーム以外での生活が困難である事情について、申込書等に記載していただく必要があります。

施設は、その申込みを受けて市町村の意見を聞きながら、特例入所の対象として認められるか、重度の要介護状態で入所を待っている方と比較して優先的に入所することが適当かな等を検討して入所の可否を判断します。